

災害発生時における学校の対応

横浜市立小山台小学校
校長 堀江 公子

災害が発生した場合などについて、横浜市立学校では次の通り対応の仕方を定めています。適切な対応ができますよう、ご家庭でも確認をお願いいたします。

①登校前

- (1) 「暴風警報」発令
- (2) 「大雪警報」発令
- (3) 「暴風雪警報」発令

横浜市内に

- (4) 「東海地震注意情報・同予知情報・同警戒宣言」
- (5) 「特別警報」

のいずれかが発令された場合



午前6時の段階で(1)～(5)のいずれかが発表継続中→**臨時休業**とする。

「注意報」は臨時休業にはなりません。

(1)～(5)の警報が出ていれば、ほかの注意報や警報が合わせて出ても臨時休業となります。

※テレビ放送では視聴できない場合がありますので、インターネット（横浜市防災情報等）でご確認願います。

※警報による臨時休業について、すぐーる配信は行いません。

※横浜市内に震度5強以上の地震が発生した時は、被害状況などから判断して、措置を決定します。すぐーる配信を行います。

(すぐーる配信も状況によりつながりにくい場合がありますので、ご了承ください。)

警報が発令されなくても、登校に問題があると各家庭で判断した場合には、登校を遅らせる、または見合わせて下さい。(欠席・遅刻扱いにはなりません。)

②在校中

- (1) 風水害・大雪が予想される場合
- (2) 「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令される場合
- (3) 横浜市内に「東海地震注意情報・同予知情報・同警戒宣言」のいずれかが発令された場合
- (4) 横浜市内に震度5強以上の地震が発生した場合
- (5) 周辺の鉄道等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合
- (6) 学校及び周辺の地域が停電となっていて、児童を安全に帰宅させられないと判断される場合
- (7) 学校で火災が発生した場合
- (8) 「特別警報」が発令された場合

(1) ~ (8) のいずれかが発生した場合

保護者に直接引き渡しを行います。

※ 保護者への連絡は、すぐーる配信で行います。

(すぐーる配信も状況によりつながりにくい場合がありますので、ご了承ください。)

※引き渡しは児童の安全確保のため「緊急時引き取りカード」に登録された方に限り
ます。

③その他

- その他不測の事態が発生した場合、学校長の判断により対応します。